

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和七年十月三日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和七年九月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

飯田工務店

奈良市今小路町六五

飯田敏史

奈良県知事許可（般一七）第一八六五五号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

注 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいいます。

2 期間

令和七年十月十日から同月十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

飯田工務店は、建設業法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けることなく、同項ただし書の政令で定める軽微な建設工事以外の工事を請け負いました。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当します。